

中世祇園社文書の特質

——その保管体制の検討を通じて——

田中 誠

はじめに

現在我々が目にする「八坂神社文書」は、『増補八坂神社文書』の序によれば、昭和五年（一九三〇）にその大部分が社家宝寿院建内氏から神社に寄贈されたものである。本文書は近世まで社家に保管・相伝されてきた文書群であるが、中世において本文書はどのように保管・相伝されてきたのだろうか。

中世祇園社における文書の存在形態に関しては松蘭齋氏の研究がある。氏はいわゆる「日記の家」の視点から古記録を中心に祇園社文書の相伝形態を論じ、南北朝期に文書を社家の「家」が継承する体制が成立していたことを明らかにされた。^①

近年、中世寺社における文書管理を対象とした研究が進展し、それぞれの文書保管体制・組織が明らかにされている。^②こうした研究に共通する視点として、各集団が保管した文書の原秩序の復元、それを担う保管組織、その役割を明らかにすることがあげられる。祇園社のこうした側面を追究した研究はなお不十分である。松蘭氏の研究においても、中世祇園社の文書保管施設や保管体制、保管対象とされた文書の検討には及んでいない。

ところで、筆者がこの問題に関心を持つ契機となったのが、祇園社における山門集會事書の伝来状況である。山門集會事書とは、延暦寺大衆

の意思を表明するために彼らの集會に基づいて出される文書である。中世祇園社には多数の事書が到来したが、^③祇園社関係文書には案文・写も含め一紙物の山門集會事書が一通も残されていないのである。「統正法論」（『増補八坂神社文書』二三〇一号、以下「文書」と略称する。）所収の写が唯一のものであるが、本書は南禅寺僧定山祖禪の作であり、祇園社関係者の手になるものではない。したがって、厳密には祇園社関係文書に山門集會事書が一切みられないことになる。これを伝来上の偶然と片づけることはできない。

そもそも中世祇園社はどのように文書を保管し、どの文書を残したのか明らかにする必要がある。本稿では、この山門集會事書の伝来に端緒を得て、中世祇園社における文書の保管体制・組織、保管される文書の性格を検討し、中世祇園社文書の特質を明らかにすることを目的とする。なお本稿では、筆者管見の祇園社に關係する文書全体を指して、祇園社關係文書と呼称する。^④

第一章 中世祇園社における文書の保管体制

第一節 顕詮流の文書保管体制

祇園社の文書保管組織として、松蘭氏の指摘する社務執行（社家）を輩

あるように清水に「執行倉」が置かれ質草を入れている。同二月十日条には「唐子（中略）北坂^二壹貫質^三今日置之」と見え、さらに永和目録には「一結^{清水北坂二預大唐鑑}」とある。これらはいずれも同じ場所に存在した土倉とみられ、ここに顕詮流では文書を預けていたのである。

こうした文書・記録・坊地は父子間相続の対象となっていた。すでに鎌倉期の譲状に所領と並んで文書がみえる。南北朝末期には「所職・所帯・記録・文書・坊地以下」が顕源から孫弟あか、丸に譲与されていること注目される。祇園社の所領は文書上「社領」と出てくるが、実際には社僧間の譲与対象となるものがあつた。文書も同じように社家の家産として相続されたとみることができよう。

以上、顕詮流では自分の邸宅を文書保管の拠点とし、さらに土倉にも一部の文書を移して管理させるといふ体制を取っていた。このように文書をいくつかの場所に分置して保管する体制は他にもみえ火災による焼失を防ぐためであるという。【史料1・2】において顕詮が文書を移した背景に観応の擾乱があげられる。観応元年十月二十七日に足利直義逐電の報が顕詮の許にもたらされ（「社家記録」同日条）、京都は不穏な空気に包まれた。当時の合戦は鴨河原や粟田口・東寺付近、交通の要衝で繰り広げられた。¹⁴ 祇園社は合戦地に近いだけでなく、祇園社の坊舎に軍勢が寄宿するなど、¹⁵ 坊の火災・損壊の危険にさらされていた。顕詮が文書を桐坊から坊門に移したのは、祇園社を取り巻く情勢不安に対処するためである。永和目録において文書の一部を清水北坂の土倉に預けていたのは、時期的にみて京都の情勢不安というよりも、文書を分散させて火災のリスクを減らすなどといった措置と思われる。

第二節 公文職・静晴流の文書保管体制

祇園社の公文職は下級社僧が就任する役職で公文所を構成し社内の実

務に当たった。南北朝期には下級社僧が執行の門弟となっており、公文職も執行の門弟から選ばれた。¹⁶ 公文職の職務の一つとして、本殿内陣の文書管理があげられる。

【史料4】「文書」八一一号、元亨三年（一二三三）十二月日社務執行顕詮勘文案

内陣公文櫃入衆帳云

承久二年庚辰癸酉曉寅三剋、御宝殿□四面廻廊、東西脇門、舞殿、西大門、本堂并「¹⁷」与官神、授福神、冠者殿炎上之時、公文櫃同□焼失。所司補任帳現在也云々。又一公文聖有法眼私人□帳校合之処、彼是書落事在^レ之歟。仍以^二両本^一取捨□記^レ之。但彼本自^二始朝円^一至^二于仁聖^一、聖有書^レ之。自^二尊^一至^二于円守^一、顕聖書^レ之。又顕円、頼承、榮尊、慶深四人聖有書^レ之。自^二榮覚^一以後顕聖書^レ之。而聖有書之所々全□不^レ見、別推而書^二写^一之。定僻字等在^レ之歟。大略以^二当家^一□記録^一注^レ之而已。

元亨三年十二月 日

執行法眼顕詮

※「祇園社記」続録第三（「記録」四）所収の本文書写、京都府立総合資料館所蔵『八坂神社文書』写真帳により文字を改めた。

【史料4】はやや文意が取りにくいので、丁寧に内容をみてみよう。冒頭の「内陣公文櫃入衆帳」にみえる内陣は本殿内陣を指す。「入衆」は、社僧の子が六・七歳になって稚児として社僧の仲間入りをすることだから、¹⁷ 入衆帳は入衆した社僧の名簿であろう。

次に公文櫃に何が納められていたかみてみよう。この入衆帳によれば、承久二年（一二三〇）の火災で社殿が燃えたという。「祇園社記」第六（「記録」三）にこの火事の記事があり、辛くも御正体は救出したという。これを参考にすると、傍線部①は、「公文櫃そのものは焼けてしまったが、所

司補任帳は現在（元亨三年）まで伝わっている」と理解できる。承久二年の火災で公文櫃は焼けたが、元亨三年までに再度公文櫃を作り直して本殿内陣に安置したのでだろう。

この「所司補任帳」にみえる人名の身分は、頭岡が頭詮の父で執行、朝岡が一承仕、頼承が権大別当であり多岐にわたる。また傍線部②によれば聖有と頭聖とが本書を交互に記述していることから、本書は代々の一公文によって社僧全体の職歴が書き継がれた補任帳であると考えられる。頭聖は後述するように徳治年間に一公文であったとする「記六」がみえこの点を裏付ける。公文櫃には「所司補任帳」や「入衆帳」といった祇園社全体にかかる文書が納められており、それらを公文が管理していたと考えられる。

南北朝期以降公文櫃はどのように管理されていたのだろうか。応安五年（一三三二）八月に社内の一公文職と八月番仕役を巡って相論が起った。頭詮の門弟で正平七年（一三五二）に二公文であった仙舜がこの両者を取得しようと画策したのである。仙舜は頭詮が持つ一公文職の代官で八月番仕を務めていたが解任され、権益保持のため別当を頼った。結果的に頭詮門弟の乗秀が補任されている。この特別当側は別当が一公文職を補任した先例として「頭聖法眼徳治補任案文記六之仙舜出」（「社家記録」応安五年八月五日条）を出している。仙舜はこれをどこから出してきたのだろうか。

こうした「記六」の保管先としてはまず頭詮が寄宿する「桐坊」が想定される。祇園社における文書の出納手続は史料が無く未詳の点を残すが、公家社会では文書の出納・管理に家督が強い権限を持っていた。頭詮流においても仙舜が自由に文書を出納できたとは考えにくい。とする。と、「記六」の保管先は本殿内陣公文櫃と考えられる。実際右の「記六」との関連性がある「所司補任帳」が公文櫃に納められており、仙舜の経

歴をみても、彼はこうした記録が公文櫃にあることを知っていたのではなからうか。

したがって南北朝期まで祇園社内陣公文櫃と頭詮流とが個別に文書を保管する体制であったと考えられる。これ以降の展開は史料の制約が大きく確かなことはわからない。祇園社関係文書に公文職関係の文書が必ずしも多くない上、本殿は度重なる火災にあっていることからすると、公文櫃文書は散逸してしまった可能性が高いのではないか。

次に傍線部③に注目したい。ここから第一に、祇園社全体の人事にかかる記録を頭詮の「家」も独自に所持していることが読み取れる。祇園社には「聖有法眼私人□帳」と「所司補任帳」、「当家門記録」の三つの補任帳が存在したのである。頭詮所持本は永和目録の社家方分に「祠官補任帳」とみえるものが該当するのではなからうか。同じような内容を持つ記録をそれぞれが併存して所持していたと考えられる。

第二に「当家」と自称していることから鎌倉末期には社家の「家」が確立していたと推測できる。一四世紀にかけて「紀氏一門の内部に、「家」的なものが成立しつつあった」という松蘭氏の指摘は、右の史料からも裏付けられよう。

頭詮が静晴の所持する記録を使う際、康永二年（一三四三）の段階では、借用状を静晴に提出しており、紀氏一族間においても他の社家に残された記録を自由に使用できるわけではなかった。基本的に社家の「家」として記録を所持し、保管する体制であったと考えられる。しかし永和目録をみると「社家条々記晴頭記」「静晴所持記巻物」など静晴流の文書が頭詮流に流入している。「社家条々記晴頭記」は『記録』一所収の「社家条々記録」に当たるのではなからうか。本書は表紙裏に「元亨三年癸卯二月十日記」之。雖レ為二悪筆一、為二後証一故染筆。可レ為二末代明鏡一也。可レ秘々々々執筆法眼晴頭」とあって、晴頭筆であることがわかり、成立後すぐに

顕詮流に流入したとは考えにくい。記録が流入した背景には執行職争いのなかで徐々に劣勢に立たされていった静晴流の弱体化があり、南北朝期を通じて種々の記録が顕詮流に入ってきたものと考えられる。

本章では、中世祇園社の文書保管体制を論じてきた。顕詮流では邸宅に文書を保管し、さらに土倉に分置する体制であった。また顕詮流の他に公文職が本殿内陣公文櫃を管理し、静晴流も個別に文書を管理していた。執行を輩出する社家は師資相承によって「家」を継承する組織である。一方の公文職は執行の門弟が着く職であり、血縁に基づく相続をしない。祇園社ではこれら異なる原理を持つ組織が、同時併行的に別の場所^②で文書を保管する体制を取っていたといえよう。

文書を本殿に保管するのに類似する事例として、寺院の仏殿に文書を「仏物」として安置することが挙げられる。特に真言宗系の寺院では祖師に対して文書の保管を委ね、文書を厳重に保管し「仏物」「僧物」「人物」の互用を防止したという^③。

祇園社は社僧によって構成される神仏習合的な社寺であり、本殿内陣の公文櫃に「神物」として文書を納め濫用を防ぐことを期待したのかも^④しれない。しかし祇園社は寺院ではない。祇園社の本殿には、本殿の管理を行う「番仕職」が設定されていた。これに伴う「散銭」が本職の得分となったことが指摘されているが、職掌のひとつに本殿の宿直が挙げられる^⑤。南北朝期とされる本殿の絵図に「今番仕部屋」がみえており、ここに社僧が宿直し、本殿を警固していたと考えられる。警固の社僧が常駐していた本殿は、文書の保管には最適の場所であり、防犯上の理由から「本殿内陣」に公文櫃を入れていたと推測される。一方、顕詮の邸宅や土倉に保管した文書はその場所から言って「仏（神）物」とはいえない。では祇園社関係文書の性格はどのように捉えればよいのだろうか。そこで顕詮流が残そうとした文書から、この問題を検討しよう。

第二章 中世祇園社における保管文書

第一節 永和三年六月二六日祇園社文書目録の検討

祇園社関係文書にはいくつか文書目録が残されているが、もともと網羅的かつ詳細なものが前述した永和目録である。本目録の作者は後述するように、顕詮の息子顕深である。

【史料5】「文書」五号、永和三年六月二六日祇園社文書目録
（編纂者）「文書目六」大唐櫃、永和三六廿六記」

一 結

新將軍御子、八幡ノ御マコニ封

將軍兄若御料、御服延文二五亥刻御誕生。

將軍御台御祈、在若公御祈事。

（中略）

／＼一 結 清水北坂三預大唐櫃。

／＼一 西大野 萱原事、近藤請文有之。

／＼一 小童保、文和二年八月、於濃州下給、俊冬奉行繪旨正文。

（筆者註…は合点）

長大な目録であるので一部分を例示する。このように大小の項目ごとに整理されている。内容は主に祈祷・御師職に関する文書、社家の記録に関する文書、社領に関する文書に分けられる。

まず御師職文書についてみてみよう。御師職は祇園社社僧が將軍家との師檀関係を結んだもので、執行職を確保し、山門支配を相対化している際の梃子となった重要な職である。將軍からの公私にわたる祈祷命令文書や諸大名、公家からのものも含まれる。なお、執行職に関わる文書は補任状のみ二箇所、目録に立項されており比較的数量が少ない。

社家記録関係文書は、前述のように顕詮流だけの記録ではなく、静晴

流の記録や公文・宮仕クラスの記録まで記載されている。松園氏はこうした記録が儀式の継承に必要なもので、「家」の継承と密接にかかわる文書群であるとしており、首肯すべき見解である。

この両者は、突き詰めていえば社内外における顕詮流の確立・継承に關して重要な意味を持った文書群であった。では社領関係文書はどのような性格を持つのだろうか。これらは御師職に付随する所領（八ヶ所）^⑧、顕詮流が買得・譲与で集積した所領（二ヶ所）^⑨、社領だが顕詮流との関係が不明確なもの（十ヶ所）^⑩の全三十ヶ所に分類できる。祇園社関係文書にみられるが目録に立項されていない所領や、「社家記録」にみえるが立項されていない所領も確認され、社領すべてを網羅した目録ではない。

しかし永和目録には、祇園社の根本神領である祇園社四カ保の内、近江国成安・備後国小童・丹波国波々伯部の三保がみえる。これらは鎌倉期から南北朝期にかけて顕詮流が集積してきた所領であり、他の主要な社領も記載されていることは注目に値する。特に波々伯部保は「懸皮子（重書册要）波々伯部方」として独立した大項目が立てられ、詳細な整理がなされている。顕詮は建武年間の一時期、南朝方として当保に下向していた。静晴は延文二年（一三五七）に備後國小童保に下向しており、社僧の中でも自らの基盤となるような所領が存在した。永和目録で波々伯部保が重点的に記載されているのは、顕詮流にとって特に重要な所領だったからであろう。関連文書が少なく性格がよくわからない所領も残るが、永和目録にみえる所領の基本的な性格は、顕詮流が被寄進・買得などによって集積し相伝してきた社領であり、社領の中でも顕詮流の支配が強く及ぶ所領の目録と考えられる。

祇園社関係文書にみえるが、立項されていない文書として山門との関係を示す文書があげられる。まず天台座主宮令旨は項目立てされていないが、小童保や静晴敷地并惣社関係文書として立項されている文書の関

係文書に令旨が含まれており、実際には整理されたと考えられる。問題の山門集会事書は、後述するように確実に祇園執行の手に到来しているが、目録には載せられていない。

以上の考察から永和目録は、当時祇園社に存在した文書すべてを網羅的に書き上げたものではなく、顕詮流の社内での立場や経済的権益を保証する権利文書、社務遂行に必要な記録を整理したものであると理解できる。すなわち、顕詮流にとって特に重要視された文書や記録を、いわば家産として目録化したと考えられるのである。それではなぜ顕深はこの時期に長大な文書目録を作成したのだろうか。

第二節 永和目録の作者と作成の背景

顕深の父、顕詮は、「社家記録」応安五年記を残しているように、永和三年の直前まで存命であった。応安七年（一三七四）五月十二日管領細川頼之奉書（「文書」増補三六号）によれば祇園社御師職と造宮奉行職が「師跡相承」として顕深に安堵されているから、この直前に顕詮が亡くなったとみられる。顕深は永和二年（一三七六）に執行職に再任される。

永和目録が作成される直前、顕深は御師職・造宮奉行職・執行職を相続・再任されており、顕深は祇園社内において確固たる地位を築きつつあった。しかし、永和三年五月日祇園社僧名注進状（「文書」八一二号）をみると、顕深よりも静晴が上位に記載されている上、顕深の後には静晴息良晴が執行に就任しており、顕深の社内での地位はなお盤石とはいえないものがあつた。

この時期祇園社内では執行職争いが激化し、社外に対しては山門との本末関係を相対化する動きを見せ、その際重視されたのが御師職であったことは前述した。前掲の【史料2】に「諸檀那状」だけが大唐櫃に入られ特別扱いされ、永和目録の冒頭に祈祷・御師関係文書が載せられ、

康暦二年（一三三〇）にもこれらの文書が目録に追加された背景にはこうした社内外の動向があったと考えられる。

顕深は貞治五年に初めて執行に補任され、応安五年にも執行在任が確認できる^④。この頃顕詮は存命であり、社内外に対して顕深の強固な後ろ盾となったはずである。顕詮死後、顕深は自らの立場と権益を保証する文書の把握と保存のため永和目録を作成したと考えられるのである。目録の紙背文書に顕深差出の包紙の反故があることも傍証となる。この目録には二七ヶ所に合点、九ヶ所に「取出し」といった追筆、三ヶ所に見せケチがある。実用に供した追筆がみられるのは、基礎的な文書の台帳としても機能したことを示している。顕深本人だけでなく、顕詮流という「家」としても意味のある文書目録であったではなからうか。

祇園社関係文書の伝来を考える上では、この「家」が果たした歴史的役割は従来以上に重要視する必要がある。静晴流の文書は一部顕詮流に入っているとはいえ、その多くは失われたとみるのが自然である。これも静晴流が室町期以降執行を輩出できず、没落していったことが要因であろう。永和目録記載文書に対応する文書が現在かなり確認できることは、祇園社関係文書の基礎が、一四世紀を通じて社家や保管先の淘汰・消滅を経て形成されたと考えられる。このように祇園社においては文書の取捨選択が行われたと考えられるのだが、そのなかで山門集会事書はどのような位置を占めたのであろうか。

第三章 祇園社関係文書における山門関係文書と山門集会事書

第一節 祇園社関係文書に伝来する山門関係文書

現在確認できる祇園執行宛の山門集会事書はほとんど犬神人の動員に関わることであり、社家の権益を保証する文書とはいえない。事書の他に祇園社関係文書にみえる山門関係文書は発給者毎に三種類に分類できる。①天台座主宮令旨、②閉籠衆衆議折紙下知状、③執行代・学頭代衆議折紙下知状である。他に執行代等の書状があるが、本稿では除いた。

まず①座主宮令旨（天台座主御教書も含む）である。座主宮令旨の主な機能は、所職所帯の安堵など受給者の権利保証である。祇園社関係文書には天福元年（一一三三）から応永二年（一四一五）のもの一六通が伝来する。内容的にもこれらが祇園社に伝わっていることに疑問の余地は少ない。

次に②閉籠衆衆議折紙下知状である。まず押さえるべきことは、一五世紀前半に集会事書の一種である山門閉籠衆集会事書が出現することである。山門集会事書は大衆集会に基づき発給されたが、一五世紀初頭より各院谷の根本的な堂宇に籠った閉籠衆が発給主体として現れる^⑤。それから遅れて閉籠衆衆議折紙下知状が嘉吉年間に出現する。様式は折紙で閉籠衆が発給者であり、書止文言に「依衆議下知如件」など衆議文言を含み、黒印を押してあるものがある^⑥。祇園社関係文書には嘉吉元年（一四四一）から応仁二年（一四六八）まで、年未詳をふくめ二二通伝来する。社内榊房の安堵や竹房の検断、祇園会停止命令など様々な用途に用いられている。

最後に③執行代・学頭代衆議折紙をみてみよう。執行代・学頭代は、

各院谷の大衆を代表する役職である執行（東・西塔）、別当（横川）、学頭（各谷）の代官である。様式はこれも折紙で、衆議を受けて彼らが署判をすえている。祇園社関係文書には、文正元年（一四六六）から天文五年（二五三六）のもの、年欠を含めて六通伝来する。社領の差押や日蓮衆退治命令などに用いられている。

これらのうち、①だけは発給主体が異なり、時期的にも応永を最後に祇園社では見られなくなる。②③は閉籠衆の「衆議」に基づいて発給されたもので、この点集會事書と共通する。また発給時期も、②③と集會事書は重なっており、使い分けがあったとみられる。

これらの使い分けに就いて簡単な見通しを示しておきたい。応仁三年（二四六九）三月に日吉小五月会料を馬上方一衆が無沙汰した件に関して、山門から同二六日楞嚴院別当代・西塔院執行代連署衆議折紙③、同二九日釈迦堂閉籠衆議折紙下知状②、同三〇日西塔院政所集會事書が發給された⁴⁴。釈迦堂は西塔の本堂であるから、これらは發給主体が重なり、いずれも「来月五日以前」に小五月会料を納入することを命令している。文書上の宛所は異なるものの、実質的に馬上方一衆に宛てているとみてよい。

この事例では③↓②↓集會事書の順で發給されている。②③は折紙で比較的新しい様式であるが、事書は縦紙で鎌倉後期以来の伝統を持つ様式である。短期間と同じ命令が異なる様式で出されているのは、命令が実行されなかったからだと考えられる。料紙の使い方を踏まえると、大衆の意志を伝達する文書としては、事書が正式なものだったといえよう。

ところが祇園社関係文書には、略式の文書が伝来し、正式な山門集會事書は残されていないのである。このことは、祇園社においては山門集會事書が伝来過程の偶然で失われたと考えるよりも、山門集會事書が特殊な位置づけにあった事実を示している。

第二節 山門集會事書の祇園社における位置づけ

下坂・三枝両氏の成果と重なる部分もあるが、今一度、祇園社に山門集會事書が到来する様子を確認したい。下坂氏によれば正平七年二月から七月の間に、計二四通の集會事書が執行顕詮の許に届けられている。「社家記録」同年四月一九日条をみると、山徒賢聖房の住坊破却に際し事書が到来し「銘云、事書案」とある。事書は「銘」すなわち端裏銘がみえる一紙物の状態で祇園社に到来しており卷子など特別な形態ではなかった。同年閏二月一五日条によると、山門は白川仏光寺を破却せんとして政所集會事書を祇園執行に送達した。顕詮は犬神人を動員するため、「事書案文一通、書遣犬神人許」とあり、顕詮が案文を作成して犬神人に配布している。また同十八日条に「且申入貫主之由事書」とあるように、座主宛の事書も執行に交付されることがあった。このように山門集會事書は、確実に祇園執行の手に届き、あまつさえ祇園社側で案文を作っているのである。

なぜ山門集會事書が残されていないのか、憶測に頼ることになるが、最後に筆者なりの考えを述べておきたい。

まず考えつくのは、山門集會事書だけが別置され失われたという場合である。別置先としては本殿内陣の公文櫃があげられ、執行の許に届いた後に本殿内陣に納めたことになる。しかし祇園社側で案文を作っていることを考えても一通も残されていない理由としては不審である。

次に保管対象と認識されていなかったという仮説である。まずその一として、「社家記録」正平七年四月一九日条に「一昨日事書不_レ被_レ返_レ之、被_レ請取_レ上者、遂行不_レ可_レ有_三子細_一歟之由」とあり、事書が返却される可能性があげられる。しかし当然、全事書が返却されたわけではないからこの説でもうまく説明できない。

もう一つの仮説として、即時処分した可能性があげられる。山門集會事書の発給手続き上、必ず大衆集會が行われる。大衆集會においては一味同心といった「一揆の力」が発揮され、通常の理非を超える強烈な意志を文書として表現した。ただし、衆議に基づくという点では前述②③も同様であり、山門集會事書だけの特質とはいえない。

しかし集會事書だけは、かつて集會に基づく大衆連署の起請文の形を取っていたことに行きつく。すなわち山門集會事書が起請文としての性格を捨てきれず、焼却されたという理解である。文書を焼くという行為は、「人間ではない相手、他界・別世界の相手に、自分の意志を届けるために、文書を焼く」というものである。祇園社では集會事書を大神人に提示した後に焼却して、命令遂行の意志を神に誓約したのかもしれない。本来の起請文は焼く物と残す物と二通作成されたが、到来する事書自体は一通であり、正文を燃やしてしまった、と言うことが出来る。

とはいえ祇園社内でも案文を作成しており、それらすべてを燃やしたと想定しなければならぬし、何よりも鎌倉期の集會事書を除き、現存する集會事書には起請文言を持つものが見当たらない上、集會事書を焼却したという明証も存在しない。

筆者のつたない能力では、右のような仮説を挙げるにとどまる。しかし、現状では祇園社関係文書に一通も集會事書の正文・案文を含めて原本が伝わっていないことは事実であり、何らかの事情に拠り目を置かずには処分してしまったのではなからうか。

祇園社に到来した集會事書はほとんど権利文書とはいえない。祇園社顕詮流ではあくまで家産として文書が保管されてきた。少なくともそうした文書と山門集會事書は性格を異にしているといわざるをえない。中世の祇園社においては、残されるべき文書と残さない文書とが区別されており、集會事書が後者の代表格であったのではなからうか。

おわりに

本稿では中世祇園社における文書の保管体制を通じてその特質を明らかにしてきた。中世祇園社においては、少なくとも南北朝期まで杜家の「家」と公文職とが文書保管の主体として併存する体制であり、現在伝わっている文書はそのうちの顕詮流の家産として伝来したものであった。神社としての公的な側面がある文書であっても、祇園社の場合は杜家の「家」の文書として保管されてきた。自づから中世祇園社を研究する際、顕詮流の目線という制約を受けることに留意する必要があるだろう。

山門集會事書の一紙物が見られないのは祇園社の他に、北野社がある。⑤他の末寺や門跡には事書が残っており、限られた世界の議論でしかないのかもしれない。しかし、このことは同じ文書でも所蔵先によって位置づけが異なることを示している。今後、祇園社における山門集會事書がまとまって発見された場合は、伝来形態の違いをよく検討する必要がある。その場合でも、建内文書が昭和に宝寿院から神社に移されたことを踏まえれば、近世後期の時点では宝寿院においても山門集會事書が発見されていなかった可能性が高い。憶測に頼る部分が多くなってしまった。諸賢の御教示を請うものである。

注

- ① 松蘭齋「中世神社の記録について―「日記の家」の視点から―」（『史淵』第一二七輯、一九九〇年）。
- ② 松井輝昭「古代・中世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）。個別寺社に限って文書管理史研究をみていくと、同『巖島文書伝来の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、黒川直則「中世東寺における文書の管理

と保存」(安藤正人・青山英幸編同書)、上島有「東寺文書の伝来と現状」(『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版、一九九八年)、山陰加春夫「日本中世の寺院における文書・帳簿群の保管と機能」(『中世高野山史の研究』清文堂出版、一九九六年)永村眞「寺内僧団の形成と年預五師」(『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年)などがあげられる。

③ 下坂守「中世寺院における大衆と「惣寺」」(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年。初出二〇〇〇年)、三枝暁子「山門集会の特質とその変遷」(『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年。初出二〇〇八年)。

④ 筆者管見の祇園社関係文書の一覧を挙げる。

● 刊行されているもの。

① 宮地直一編『増補八坂神社文書』上下、(臨川書店、一九九四年。初版(増補前)は一九三八年)。

② 『八坂神社記録』(『増補続史料大成』四三〇四六、臨川書店、一九七八年。初版は『八坂神社記録』、一九三三年。以下『記録』〇と略記する)。

③ 早稲田大学編『早稲田大学図書館所蔵荻野三七彦研究室収集文書』上、所収祇園社文書(一九七八年)。

④ 『新修八坂神社文書』中世篇(臨川書店、二〇〇二年)。

⑤ 福眞睦城「早稲田大学図書館蔵「祇園社関係文書」その一」同「その二」(『寺院史研究』第八・九号、二〇〇四年、二〇〇五年)。

⑥ 野地秀俊「新出「祇園社関係史料」の紹介と翻刻」(『京都市歴史資料館紀要』第二〇号、二〇〇五年)。

⑦ 「石水博物館所蔵八坂神社文書」(『三重県史』資料編中世二、二〇〇五年)。(なお『東京大学史料編纂所所報』第三四号(一九九八年)にも目録と解説がある。改竄の跡がある)。

● 部分的に翻刻されているもの、『祇園社記』に写のあるもの、翻刻の無いもの。

⑧ 『伏見宮御記録』利三十八所収祇園執行静晴勘気状。三通(東京大学史料編纂所謄写本)

⑨ 北風文書。東京大学史料編纂所影写本。『兵庫県史』第一巻に五通の翻刻がある。同書解題によれば幕末から明治にかけて北風正造が収集したも

ので偽文書を含む。本書については、酒匂由紀子氏の御教示を賜った。記して謝意を表します。

⑩ 京都大学文学部所蔵祇園社文書。同大学古文書室所蔵の目録により、内容を確認した。一部は「祇園社記」等に写しがある。同室山田徹氏の御教示を賜った。記して謝意を表します。

⑪ 京都府立総合資料館所蔵『八坂神社文書』写真帳、第二四巻のうち「祇園社旧蔵古文書」。本写真帳は京都府立総合資料館が撮影したものである。「増補八坂神社文書」には含まれていない。「八坂神社文書」が重要文化財指定されるまでのある時点で八坂神社の所蔵に帰したものと推測される。一部「祇園社記」等の原本と推定される文書がみられる。本文書撮影の経緯については同館岡本隆明氏の御教示を賜った。記して謝意を表します。

⑫ 生源寺家文書。日吉大社社司生源寺家伝文書。佐藤真人「生源寺家文書の紹介―その伝来と内容―」(『國學院大學図書館紀要』第二号、一九九〇年)に解説と目録がある。

⑬ 小杉達「祇園社の社僧(上)」(『神道史研究』第一八巻二号、一九七〇年)、野地秀俊「社僧」再考」(『佛敎大学大学院紀要』第二六号、一九九八年)

⑭ 本論集、辻論文参照。

⑮ 本論集、辻論文参照。

⑯ 「文書」八七六号、永享三年八月二日宝寿院願縁請文案。

⑰ 大村拓生「中世京都のクラと土倉」(千田嘉博・矢田俊文編『都市と城館の中世』高志書院、二〇一〇年)。

⑱ 前掲註①松蘭論文、一一―一三頁。

⑲ 「祇園社文書」一六〇号 明徳三年(一三九二)十一月十日法印顕源置文(早稲田大学編『早稲田大学図書館所蔵荻野三七彦研究室収集文書』上、一九七八年)。

⑳ 前掲註⑤野地論文、八頁。

㉑ 相川浩昭「室町期における万里小路家の日記・文書類の保管について」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)。

㉒ 花田卓司「軍事関係文書からみた京都―南北朝期の京都合戦―」(『アー・リサーチ』第九号、二〇〇九年)。

㉓ 「社家記録」正平七年三月十五日条。

- ⑬ 前掲註⑤野地論文、五―六頁。また本論集大坪論文も参照。
- ⑭ 小杉達「祇園社の社僧(下)」(『神道史研究』第一八巻三号、一九七〇年)、三二頁。
- ⑮ 頭田・前掲註⑤野地論文一五頁、朝田・「社家記録」正平七年正月一日条、頼承・「社家記録」同年七月二八日条をそれぞれ参照した。
- ⑯ 「社家記録」正平七年正月一日条、同年十一月九日条。
- ⑰ 「社家記録」応安五年八月一日条、同日・十三日・十七日条。
- ⑱ 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年。初出一九九二年)、松蘭齊「中世の外記」(『日記の家』吉川弘文館、一九九七年。初出一九九四年)、遠藤珠紀「官務「家」・局務「家」の成立」(『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年。初出二〇〇二年)。
- ⑲ 前掲註①松蘭論文、一二頁。
- ⑳ 「社家記録」康永二年九月十三日条、同一一月二四日条
- ㉑ 山岸常人「仏堂納置文書考」(『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年。初出一九九二年)。
- ㉒ 三枝暁子「中世寺社の公人について」(『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年。初出二〇〇七年)。
- ㉓ 近世と思われる史料ではあるが「文書」一一二二号、年月日欠御番仕付并御院内宿番付に宿直の担当者と順番が見える。
- ㉔ 「文書」四八八―四八九頁に祇園社本殿絵図が掲載されている。
- ㉕ 三枝暁子「室町幕府の成立と祇園社領主権」(『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年。初出二〇〇一年)。
- ㉖ 前掲註①松蘭論文、一三頁。
- ㉗ 敦賀津升米并近江国麻生庄造管方料所(『社家記録』正平七年十一月十六日条)・萱野村(『祇園社記』御神領部十四、延文元年四月十日座主宮承胤法親王令旨)・高木村(尊氏寄進(前掲註②三枝論文、七九頁)・堀江庄(義詮地頭職寄進(前掲註②三枝論文、七九頁)・尼寺田々数等事(『祇園社記』御神領部十三、文和四年八月日祇園社雜掌申状写等)・西大野郷・萱原神田(『文書』二〇二三号、(文和三)月日欠社務執行頭詮申状案、同二〇二五号、文和三年四月二日後光嚴天皇論旨案)。
- ⑳ 小童保・成安保・波々伯部保(川島敏郎「祇園社領「四カ保」の形成と相伝について」(『古文書研究』第一四号、一九七九年)、武並領家方(『文書』一七九九号、延文五年八月二七日崇光院院宣等)、広峰社(『同文書』「祇園社記」御神領部八、貞治三年二月一日引付頭人某奉書写)、宇利庄(『祇園社記』続録十、応安七年二月一七日洞院公定寄進状)、大力開発(『文書』一六五九号、延文五年十一月八日尼尊阿堀江庄領家方大力村讓状案)、潮入新開発田(『文書』二〇四六号、暦応三年二月十六日法印顯増讓状)、杉前(『祇園社記』御神領部十四、応安三年十月一日十月一日後光嚴天皇論旨写)、百度大路西類橋爪地(『新修八坂神社文書』一七号(永和元年) 祇園百度大路石塔西類地文書目録)、戌亥角地藤井方沽却・西大門静晴敷地并惣社(『文書』一九六三号、延文二年正月二日青蓮院宮入道尊道親王令旨)。
- ㉑ 備前国可真郷(備前国斗餅田とも、熊野本宮社が本家)・国未詳奉案・播磨国賀茂郡東条・山城国カ西山桂島・国未詳ふかや・備中国上津江(醍醐寺報恩院領)・摂津国榎坂郷・伊勢国岡本保・山城国山階田・越中国堀江庄領家方。
- ㉒ 祇園社四ヶ保の内、坂田保や守富保から分立した宮川保等。坂田保は貞和三年七月二日法印晴賀所領讓状(『文書』一五四六号)において顯詮に譲与されたが永和目録にない。
- ㉓ 例えば一切経供料田安芸国吉田庄(『社家記録』正平七年七月二五日条、「祇園社記」第一、「社家条々記録」後白河院保元元年(一一五六)十月条)、安居会料田美作国布施庄(『祇園社記』第一、「社家条々記録」承安二年(一一七二)七月十五日条、「社家記録」正平七年七月二日条)。
- ㉔ 前掲註③川島論文。
- ㉕ 「南部晋氏所蔵文書」暦応二年(一一三三) 一一月一七日足利直義下知(『南北朝遺文』関東編第二巻、一〇三五号)。永和目録に「暦応御下知」とあるのはこれに当たると思われる。当保の詳細は本論集吉永論文を参照されたい。
- ㉖ 「文書」一九六三号、延文二年正月二日天台座主青蓮院宮入道尊道親王令旨。
- ㉗ 「文書」一九六〇号、延文元年二月二九日天台座主青蓮院宮入道尊道

親王令旨、「文書」一九六一号、延文二年正月二十日天台座主青蓮院宮入道尊道親王令旨、前掲註⑳文書。いずれも小童保神供充行・催促と静晴敷地の契約・充行に関する令旨である。

- ③⑨ 「文書」八五一号、永和二年閏七月日感神院政所下文。
- ④⑩ 「祇園社文書」一一九号、年月日欠祇園執行歴代交名案（早稲田大学図書館編『早稲田大学図書館所蔵荻野三七彦研究室所蔵文書』上）。
- ④⑪ 「祇園社記」第五「座主記」、「社家記録」応安五年九月一日条。
- ④⑫ 下坂守「中世門跡寺院の歴史的機能」（『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年。初出一九九九年）。
- ④⑬ 下坂守「山訴」の実相とその歴史的意義―延暦寺惣寺と幕府権力との関係を中心に―（河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』法藏館、二〇〇四年）、前掲註③三枝論文、三二八頁。
- ④⑭ 前掲註④⑬下坂論文、一六〇―一六一頁。
- ④⑮ 下坂守「中世寺院における大衆と「惣寺」」（前掲註③⑧書、初出二〇〇〇年）。

- ④⑯ 前掲註③三枝論文、二九七―三〇七頁、表1参照。
- ④⑰ それぞれ『八瀬童子会文書 増補』二六三号、二六四号、二六五号。
- ④⑱ 勝保鎮夫『一揆』（岩波新書、一九八二年）四一―五一頁。前掲註③三枝論文、三二六頁。
- ④⑲ 前掲註③三枝論文、三二二―三二六頁。
- ④⑳ 千々と到「誓約の場」の再発見 中世民衆意識の一断面」（『展望日本歴史9 中世社会の成立』東京堂出版、二〇〇一年。初出一九八三年）、二九二頁。
- ⑤① 山田雄司『北野天満宮旧蔵文書・古記録の目録作成および研究』（科学研究費補助金（若手研究B）研究成果報告書、平成一六―一八年度、二〇〇七年）。
- 付記：本稿は平成二五年度科学研究費補助金（特別研究奨励費）による研究成果の一部である。

（本学大学院博士後期課程、日本学術振興会特別研究員）